黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」種子生産、販売及び商標使用許諾要領

（趣旨）

第１　この要領は、兵庫県が所有する品種の種子生産、販売及び商標使用許諾に関する手続き等に関し、必要な事項を定める。

（許諾の対象）

第２　許諾の対象となる品種と商標は、次のとおりとする。

(１) 名称 兵系黒４号

(２)　商標　　　　　ひかり姫

(３)　商標の区分　第２９、３０、３１類

（許諾の相手方）

第３　許諾の相手方は、次のとおりとする。

（１） 種子生産者：種子を生産し、生産した種子を有償で譲渡する者。  
（２)　中間取扱業者：種子生産者から種子を購入し、生産者に有償または無償で譲渡する者。

（種子生産者許諾）

第４　許諾を受けようとする種子生産者は、次の書類を兵庫県立農林水産技術総合センター所長（以下、総合センター所長）に提出しなければならない。  
(1) 種子生産許諾及び商標使用許諾申請書（様式第１号）  
(2) 事業計画書

２　総合センター所長は、前項の申請書を受理したときは、許諾の可否を決定し、様式第２号により当該申請者に通知するとともに「種子生産許諾及び商標使用許諾契約」を締結する。

（中間取扱業者許諾）

第５　許諾を受けようとする中間取扱業者は、次の書類を総合センター所長に提出しなければならない。  
(１)　 種子中間取扱及び商標使用許諾申請書（様式第３号）

２　総合センター所長は、前項の申請書を受理したときは、許諾の可否を決定し、様式第４号により当該申請者に通知する。許諾の可否について必要な事項は、総合センター所長が別に定める。  
３　中間取扱業者は、「「ひかり姫」種子中間取扱譲渡実績報告書」（様式第５号）を作成し、当該年度の12月31日までに総合センター所長へ報告しなければならない。

（栽培における遵守事項の確認）

第6　栽培しようとする生産者は、「「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書」（様式第６号）を中間取扱業者へ提出しなければならない。

２　中間取扱業者は、前項の申込書兼誓約書を受け取った場合、生産者が誓約内容を理解していることを確認した上で、種子の譲渡を行う。

３　中間取扱業者が自ら栽培する場合は、確認責任者とは別に栽培責任者を設け、「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書に記載の事項を遵守して栽培、出荷する。

（特認事項）

第７　「ひかり姫」試作実績があり、中間取扱業者から種子を購入することが困難な生産者については、農業改良普及センターの栽培指導を受けることを要件に、特認として種子生産者から直接種子を購入することができる。

２　許諾を受けようとする特認生産者は、次の書類を総合センター所長に提出しなければならない。

（１）　特認生産者及び商標使用許諾申請書（様式第７号）

３　総合センター所長は、前項の申請書を受理したときは、許諾の可否を決定し、様式第８号により当該申請者に通知する。

４　許諾を受けた特認生産者は、「「ひかり姫」出荷実績報告書」（様式第９号）を作成し、当該年度の12月31日までに総合センター所長へ報告しなければならない。

（違反等に対する措置）

第８　総合センター所長は、許諾を受けた者が次の各号に該当したときは、許諾を取り消すことができる。

(１)　種子生産者が、「種子生産許諾及び商標使用許諾申請書（様式第１号）」中の遵守事項承諾の確認に定める調査に正当な理由がないのに応じないとき又は遵守事項に違反したとき。

(２)　中間取扱業者が、「種子中間取扱及び商標使用許諾申請書（様式第３号）」中の遵守事項承諾の確認に定める報告を怠り、若しくは虚偽の報告をしたとき、正当な理由がないのに調査に応じないとき、生産者が「「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書」（様式第６号）に記載している遵守事項を守っていないことが確認されたとき又は遵守事項に違反したとき。

(３)　特認生産者が、「特認生産者及び商標使用許諾申請書（様式第７号）」中の遵守事項承諾の確認に定める報告を怠り、若しくは虚偽の報告をしたとき、正当な理由がないのに調査に応じないとき又は遵守事項に違反したとき。

（商標使用の許諾）

第９　総合センター所長は、「「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書」を中間取扱業者へ提出し種子を購入した生産者に対し、青果物への商標使用を許可する。使用許諾料は無償とする。商標使用の申請、使用の報告は不要とする。

２　中間取扱業者に対しても青果物販売を目的とした商標の使用を許可し、商標使用の申請、使用の報告は不要とする。

３　加工品販売を目的とした商標の使用については次のとおりとする。

（１）許諾を受けようとする事業者等は、「ひかり姫（加工品）に関する登録商標に係る使用許諾申請書（様式第１０号）」を総合センター所長に提出しなければならない。

(２)総合センター所長は、前項の申請書を受理したときは、許諾の可否を決定し、様式第１１号により当該申請者に通知する。

（担当部課）

第１０　許諾手続の事務は、兵庫県立農林水産技術総合センターの企画調整・経営支援部が担当する。

附　　則

１　この要領は、令和４年５月６日から施行する。

２　令和5年３月３１日一部改正

（様式第１号）

種子生産許諾及び商標使用許諾申請書

令和　　年　　月　　日

　兵庫県立農林水産技術総合センター所長　あて

申請者 住所　〒

会社名

代表者名

電話番号

　　　　　　 メールアドレス

　兵庫県育成の黒大豆枝豆専用品種「兵系黒４号」（ひかり姫）について、下記のとおり許諾を申請します。

記

１　許諾申請者の確認

　私は大豆の種子生産者であって、日本国内で行う、種子の生産、譲渡を行います。ただし、許諾された種子の譲渡先は中間取扱業者許諾を受けた者に限ることを確認します。

２　遵守事項承諾の確認

　私は次の各号を遵守します。

（１）種子の生産、調製および保管は兵庫県内に限り、海外に株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源が持ち出されることがないよう管理します。

（２）種子の販売先は、兵庫県内で、種子中間取扱業者許諾者に限ります。また、これら許諾を受けた者以外から増殖を受託することはありません。

（３）許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保に供しません。

（４）許諾実施に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて兵庫県が調査することを認めます。

（５）種子を譲渡するときは、中間取扱業者許諾者であることを、名称及び住所により確認し、許諾のないものには、種子を譲渡しません。

（６）種子の譲渡価格は、生産費等を勘案した適正な価格とします。  
（７）種子の増殖・維持に関し、病害虫防除等の適切な管理をします。

（８）種子の譲渡にあたっては、兵庫県が許可した商標「ひかり姫」以外の名称を使用しません。

（９）遵守事項を守らないなど重大な違反をし、兵庫県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。

（参考様式）要領第4-１-（2）関係

令和　　年　　月　　日

事業計画書

１　事業内容

（１）事業主旨

（２）生産体制

（３）販売先

２　生産および譲渡計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和　　年 | 令和　　年 | 令和　　年 | 備考 |
| 種子生産量 | ｋｇ | ｋｇ | ｋｇ |  |
| 譲渡先 |  |  |  |  |

３　担当者連絡先

（１）所属

（２）氏名

（３）住所

（４）電話番号

（５）FAX

（６）メールアドレス

（様式第２号）

令和　　年　　月　　日

種子生産許諾及び商標使用許諾決定通知

住所　〒

会社名

代表者名 様

兵庫県立農林水産技術総合センター所長

　令和　年　月　日付けで申請のあった、兵庫県育成の黒大豆枝豆専用品種「兵庫黒４号」（ひかり姫）について、種子生産者の許諾及び商標「ひかり姫」の使用を許諾します（又はしません）。

ついては、別紙の種子生産許諾及び商標使用許諾契約書２部をお送りしますので、内容に異議のないときは押印の上、1部を兵庫県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部宛に返送してください。

（様式第３号）

種子中間取扱及び商標使用許諾申請書

令和　　年　　月　　日

　兵庫県立農林水産技術総合センター所長　あて

申請者 住所　〒

団 体 名

代表者名

電話番号

　　　　　　 メールアドレス

　　　　　　　確認責任者名

　兵庫県育成の黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」について、下記のとおり許諾を申請します。

記

１　許諾申請者の確認

　私は大豆の種子中間取扱業者であって、兵庫県内で行う、種子の販売・譲渡を行います。ただし、許諾された種子の譲渡先は、種子購入申込書兼誓約書の提出があった者に限ることを確認します。

２　遵守事項承諾の確認

　私は次の各号を遵守します。

（１）種子の保管は兵庫県内に限り、海外に株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源が持ち出されることがないよう管理します。

（２）種子の譲渡は、兵庫県内の生産者で、「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書の提出を受けた者に限ります。また、自らあるいは委託による種子の増殖は行いません。

（３）育種の交配に用いません。

（４）許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保に供しません。

（５）許諾実施に関連する帳簿書類や保管場所等について、必要に応じて兵庫県が調査することを認めます。

（６）種子を譲渡するときは、「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書により氏名（団体名）あるいは会社名及び住所、発注種子量を確認のうえ、譲渡します。

（７）栽培状況の確認責任者を設け、譲渡先の生産者が誓約書に記載されている遵守項目どおりに栽培されていることを確認します。但し、丹波黒採種ほ場が近くにある場合は、開花前及び枝豆収穫後に現地確認します。

（８）毎年12月31日までに様式第５号により「ひかり姫」種子中間取扱譲渡実績報告書を、兵庫県立農林水産技術総合センターへ報告します。

（９）種子の譲渡価格は、適正な価格とします。

（10）種子の譲渡、青果物の販売にあたっては、兵庫県が許可した商標である「ひかり姫」を使用します。

（11）自ら栽培する場合は、確認責任者とは別に栽培責任者を設け、「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書に記載の事項を遵守して栽培、出荷します。

（12）遵守事項を守らないなど重大な違反をし、兵庫県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

種子中間取扱及び商標使用許諾決定通知

住所　〒

団体名

代表者名 様

兵庫県立農林水産技術総合センター所長

　令和　年　月　日付けで申請のあった、兵庫県育成の黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」について、種子中間取扱及び商標使用を許諾します（又はしません）。

　種子中間取扱及び商標使用許諾申請書の遵守事項について、遵守願います。

（様式第５号）

「ひかり姫」種子中間取扱譲渡実績報告書

令和　　年　　月　　日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長　あて

住 　 所

団 体 名

代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認責任者

黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」種子生産、販売及び商標使用許諾要領第５の３に基づく「ひかり姫」の種子譲渡実績を、下記のとおり報告します。

記

１　実績等報告の期間  
令和　　年　　月　　日から　　年　　月　　日

２　購入数量　　　　　（　　）　※（）内に単位を記入してください

３　譲渡数量　　　　　（　　）　※（）内に単位を記入してください

４　残　　　量　　　　　（　　）　※（）内に単位を記入してください

譲渡先一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※（）内に単位を記入してください

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 | 種子譲渡量（　　）※ | 栽培面積  （　　）※ | 出荷量  (　　) ※ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |

（記入欄が足りない場合は追加して記入）

（様式第６号）

「ひかり姫」種子購入申込書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

　（\*中間許諾者）　様

申請者 住所　〒

氏名

電話番号

　　　　　　　メールアドレス

申請団体 住所　〒

組織名

代表者氏名

電話番号

　　　　　　　メールアドレス

私は黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」を下記の内容で栽培したく、種子の注文をします。また、下記事項を遵守して栽培、出荷することを誓約します。遵守項目を守らない等、重大な違反をした場合、生産・出荷を中止することに異議はありません。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注種子量 | 栽培面積（合計） | 出荷先１ | 出荷先２ | 備考 |
| （　　）※ | （　　）※ |  |  |  |

※（）内に単位を記入してください

|  |  |
| --- | --- |
| 圃場名称 | 栽培圃場所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（遵守項目）

１　購入した種子は枝豆の生産のみに使用し、子実としての販売や自家採種はしません。

２　有償・無償に係わらず第三者へ種子を譲渡しません。

３　丹波黒栽培ほ場から株間の水平距離で1.2m以上離して栽培します。但し、丹波黒採種ほ場とは10m以上離して栽培します。

４　栽培した当該年度の11月30日までに出荷実績（ｋｇ）を（\*中間許諾者）へ報告します。

５　栽培・出荷に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて（\*中間許諾者）又は兵庫県が調査することを認めます。

６　販売するときは、丹波黒大豆枝豆との誤認を避けるため、兵庫県が許可した商標「ひかり姫」と明記します。

（\*中間許諾者）については中間許諾者の名称を記載する。

（様式第７号）

特認生産者及び商標使用許諾申請書

令和　　年　　月　　日

　兵庫県立農林水産技術総合センター所長　あて

申請者 住所　〒

組 織 名

代表者名

電話番号

　　　　　　 メールアドレス

　　　　　　　確認責任者名

　兵庫県育成の黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」について、下記のとおり許諾を申請します。

記

１　許諾申請者の確認

　私は枝豆の生産者であって、兵庫県内において、枝豆の栽培を行います。

２　遵守事項承諾の確認

　私は次の各号を遵守します。

（１）購入した種子は枝豆の生産のみに使用し、子実としての販売や自家採種はしません。

（２）有償・無償に係わらず第三者へ種子を譲渡しません。

（３）丹波黒栽培ほ場から株間の水平距離で1.2m以上離して栽培します。但し、丹波黒採種ほ場とは10m以上離して栽培します。

（４）栽培・出荷に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて兵庫県が調査することを認めます。

（５）販売するときは、丹波黒大豆枝豆との誤認を避けるため、兵庫県が許可した商標「ひかり姫」と明記します。

（６）毎年12月31日までに様式第８号により「ひかり姫」出荷実績報告書を、兵庫県立農林水産技術総合センター所長へ報告します。

（７）栽培地域を所管する農業改良普及センターに栽培指導を依頼し、当該普及センター指導のもと、適切な栽培に取り組みます。

（８）遵守事項を守らないなど重大な違反をし、兵庫県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

特認生産者及び商標使用許諾決定通知

住所　〒

組織名

代表者名 様

兵庫県立農林水産技術総合センター所長

　令和　年　月　日付けで申請のあった、兵庫県育成の黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」について、栽培の許可及び商標使用を許諾します（又はしません）。

　特認生産者及び商標使用許諾申請書の遵守事項について、遵守願います。

（様式第９号）

「ひかり姫」出荷実績報告書

　　令和　　年　　月　　日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長　あて

住 　 所

組 織 名

代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認責任者

黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」種子生産、販売及び商標使用許諾要領第７の４に基づく「ひかり姫」の出荷実績を、下記のとおり報告します。

記

１　実績等報告の期間  
令和　　年　　月　　日から　　年　　月　　日

２　購入種子量　　　　　（　　）　※（）内に単位を記入してください

３　栽培面積 　 　　　　（　　）　※（）内に単位を記入してください

４　種子残量　　　 　　　（　　）　※（）内に単位を記入してください

出荷先一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※（）内に単位を記入してください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 住所 | 出荷量  (　　) ※ |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 | |  |

（記入欄が足りない場合は追加して記入）

（様式第１０号）

ひかり姫（加工品）に関する登録商標に係る使用許諾申請書

（新規・変更）

令和　　年　　月　　日

　兵庫県立農林水産技術総合センター所長　あて

申請者

所　　在　　地：〒

名称（フリガナ）：

代　　表　　者：

電　話　番　号：　　　－　　　－

Ｆ　　Ａ　　Ｘ：　　　－　　　－

メールアドレス：

　兵庫県の登録商標の使用について、下記のとおり申請し、誓約事項を遵守します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 商品の種類  （「菓子」等） |  |
| ２ | 「ひかり姫」の入手先 |  |
| ３ | 本商標の表示場所  （該当するものに☑、  その他は具体的に記入） | □商品パッケージ  □店頭ポップ  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４ | 営業許可を受けた営業所（商品製造元） | 営業所の名称：  営業所の所在地：〒 |

（誓約事項）

１ 「ひかり姫」を材料とした加工品にのみ、本商標を使用します。

２ 本商標の使用に関する事故又は苦情については、誠意をもってその責任の下に処理します。

３ 兵庫県が、本商標の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないことを承知しました。

４ 本商標を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、兵庫県に迷惑を及ぼさないように処理します。

５ 本商標の使用に際して故意又は過失により兵庫県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を兵庫県に賠償します。

（様式第１１号）

令和　　年　　月　　日

ひかり姫（加工品）に関する登録商標に係る使用許諾決定通知

住所　〒

会社名

代表者名 様

兵庫県立農林水産技術総合センター所長

　令和　年　月　日付けで申請のあった、ひかり姫（加工品）に関する登録商標に係る使用について、許諾します（又はしません）。